

自助（マイ避難カード等）・共助（個別避難計画）の普及啓発動画の制作 業務委託仕様書

1 背景・目的

(1)背景

兵庫県では従来、県民の災害への備えとなる、「マイ避難カード」、「ひょうご防災ネットアプリ」、「個別避難計画」といった特定の制度・サービスについて、個々に普及啓発素材（チラシ等）を作成してきた。また、災害時の避難行動要配慮者への対策では、「支援者」向け・「要支援者」向けといったように対象ごとに特化したパンフレット等を作成してきた。こうした普及啓発では、個々の制度についての理解を深めることはできる一方、県民目線で考えた場合、「何から手を付けてよいかわかりづらい」「各種の制度・サービスを横断的に活用し、実際の避難行動や地域の防災活動に役立てるのに難がある」という課題があった。実際に、兵庫県が毎年実施している県民モニター調査においても、「マイ避難カードの誌面記載率」は1割以下、「ひょうご防災ネットアプリのダウンロード率」は3割以下に留まるうえ、避難情報発令時に避難行動ができた人は1割程度しかいないという現状にある。

また、市町では障害者等の避難行動要支援者に対する「個別避難計画」を作成しているがその進捗は停滞気味にある。その理由として地域コミュニティの希薄化・弱体化のため支援者候補の掘り起こしや住民の理解が進まないことが指摘されており、市町からはこの課題に対処する広報素材等の必要性について意見があったところである。

そこで、県民の自助・共助への意識をより一層高め、行動を促すためには、特定の制度・サービスに限定せず、一体的に「早期避難の重要性」や「平時からの備え」について普及啓発を行う必要がある。また、「支援者」と「要支援者」といった壁を作るものでなく、県民全体を対象とした広報素材が不可欠であることから、「地域みなが助かる」、「誰一人取り残さない」をキーワードに、「自助・共助の取組」、「早期避難」を促すことに重点を置いた動画の作成を行う。

(2)目的

作成した動画は、兵庫県や県内の市町村が実施する防災訓練や研修等で放映するほか、県のホームページへの掲載及び県や市町での SNS 発信に使用する。動画を通じて、県民一人ひとりが、災害時の避難行動を予め決めておくなどして備えたうえで（＝自助）、災害時に避難が困難な地域の方を助けること（＝共助）も含めて自分ごととして捉え、行動できるような広報活動を行うことが目的である。

2 動画の仕様

(1)内容

以下の内容を織り込んだ内容とし（詳細は「特記仕様書」を参照）、小中学生でも分かりやすい内容とする。ただし、以下に示すのはあくまで例示であり、 以外の内容、順序等については、自由な提案を求めるものとする。

過去の地震や風水害の画像もしくは映像

避難意識の向上を促すインパクトのある映像

「兵庫県 C.G.ハザードマップ」、「マイ避難カード」、「ひょうご防災ネットアプリ」、「個別避難計画」の制度紹介映像

避難行動要支援者支援に関する避難訓練や研修の映像

兵庫県及び J A 共済連兵庫のロゴマーク映像

では、「個別避難計画」策定の必要性が伝わる内容とすること。

は兵庫県から提供から提供を受けて活用することでも差し支えない。

は発注後に兵庫県から指示する。

(2)構成

上記(1)の内容をもとに、7~8分程度の字幕付きの動画を作成すること。

合わせて、県や市町の SNS 等での発信用として、視聴者の動画閲覧意欲をかき立てるような、15~30秒程度のショートムービーを作成する。

(3)用途

県及び市町の研修等での放映、県施設等での放映、ホームページへの掲載、SNS による配信 (SNS での掲載に合わせ、県が映像の加工をすることがある。)

(4)画質

HD 以上

(5)効果

ナレーション、音楽、タイトル、文字スーパー等を挿入する。

3 契約期間

契約締結日~令和7年2月28日(金)まで

4 仕様の確認

- (1) 受託者は、県と適宜打合せを実施するなど円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。
- (2) 令和7年2月14日(金)までに、県による確認を複数回行い、訂正指示のあった箇所については、令和7年2月21日(金)までに対応すること。
- (3) 令和7年2月21日(金)以降の契約履行期間内においては、訂正指示のあった箇所についてはその都度対応すること。

5 成果品

- (1) 受託者は、上記4(2)に基づき対応し完成させた以下の成果品を、令和7年2月21日(金)までに県に納品する。
 - ・映像を収録した電子データ1式(MP4形式、WMV形式)
- (2) 受託者は、上記4(3)に基づき対応し完成させた以下の成果品を、令和7年2月28日(金)までに県に納品する。
 - 映像を収録したDVD 45部
 - 上記の電子データ1式(MP4形式、WMV形式)

6 その他

- ・ 本事業の成果物等にかかる権利は、事業実施者が従前権利を有していたものを除き、県に帰属する。ただし、成果物に受注者または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改編したものを含む。）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、兵庫県は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとし、受注者はその為に必要な著作権処理を行うものとする。
- ・ 本仕様書に定めのない事項及び履行に際し不明な点が生じた場合は、担当者と協議のうえ、その指示に従うこと。

